

商工委員会

議録 第二十三号

昭和四十七年五月十九日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 稲村 利幸君

小川 平二君

坂本三十次君

塩崎 潤君

八田 貞義君

山田 久就君

岡田 利春君

佐々木三三君

広沢 直樹君

川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

出席政府委員

通商産業政務次官 稲村佐四郎君

通商産業省纖維雜貨局長 佐々木 敏君

委員外の出席者

行政管理庁行政管理局管理官 梅沢 節男君

外務省アシア局外務参事官 前田 利一君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動

五月十八日

辞任

左藤 惠君

補欠選任

椎名悦三郎君

第一類第九号

商工委員会議録第二十三号

昭和四十七年五月十九日

橋 兼次郎君 佐々木三三君

同月十九日

辞任

北澤 直吉君

同日

辞任

左藤 惠君

補欠選任

北澤 直吉君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

参考人出頭要求に関する件

特定纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

鴨田委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会開会に関する件についてお

はかりいたします。

本委員会において審査中の工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会から連合審査開会の申し出があり、これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長間で協議の上決定いたしますが、来たる二十三日開会の予定でありますから、御了承願います。

○鴨田委員長 次に、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

先ほどの理事会で御協議願いましたとおり、工業再配置促進法案及び産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出頭を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の意見聴取は連合審査会において行ないたいと存じますが、御了承願います。

○鴨田委員長 内閣提出、特定纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

岡本委員 現在議題となっておりますこの特種法について若干質問をいたしますが、米国の一方的な纖維製品の輸入制限、これによってわが国の輸出纖維業界が大きく打撃を受けておられるわけですが、国がこの過剰ミシンを買い上げるといふようなことになっておられますが、昨年、本年、日本輸出縫製品工業協同組合連合会、これにどのくらいの補助金を出したのか、これをまずお聞きしたい。

○佐々木(敏)政府委員 過剰設備の買い上げにつきましては、今回の政府協定の買い上げ合計三百七十七億円のうちで、ただいままで実施をいた

しましたものは、四十六年度の予備費で三月末までに買い上げ計画を承認して契約を結びました百三十億円でございす。その百三十億円につきま

しては、三月三十一日以降廃棄の事務手続きを現在作業中でありまして、六月末までを目途にいたしまして廃棄を完了することになっております。

業種別にはそれぞれございすが、ただいまの縫製品につきましては、買い上げ計画の大臣承認分につきましては金額で八億四千二百万円ござい

ます。

○岡本委員 そうしますと、私どもの調べによると、通産省の設備買い上げ計画による縫製ミシン、それから仕上げ機、裁断機、こういうものを合わせて約三十五億円相当、約一万七千台、こういうようになっているのですが、これはすでに六月中旬に破砕あるいは買い上げの支払いが行なわれる予定になつておるということをお聞きしておりますが、こういうことになっておりますか。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま先生おっしゃいました縫製品関係三十五億という数字は、実は三百七十七億の合計金額を決定いたしますときの積算の業種別の内訳の縫製品の金額でございす。積算でございまして、今後の買い上げは、各業種別の申請状況あるいは過剰の実態を把握いたしましたして、実行段階におきましては、それぞれ若干の調整があるかと存する次第であります。現在、先ほど申し上げました百三十億の予備費のうちといたしましては、縫製品関係二十八億円の申請がございまして、それにつきましては、予備費買い上げ分としましては、ただいまのところ十九億六千万円という状況であります。

○岡本委員 この特種法ができてから、今度一部改正ということで、さらに日にちを延長しようということがあります。それには賛成でありますけれども、こうした買い上げ金、これが組合にま

かされておるわけでありますが、この協同組合連
合会、こういうところがどういようにその政府
の金を使っておるか、こういうことに対してメ
スを入れ、また検討したことがあるのかどうか。こ
れは国民の大事な税金ですから、野放しというこ
とはないと思うのですが、それについてひとつお
聞きしたい。

○佐々木(敏)政府委員 先生のおっしゃいますよ
うにこれは国の税金の支出であります。私ども
も厳重に監督をしておるわけでありまして、この買
上げにつきましても、通産省といたしましては補
助金交付要綱を定めまして、組合に示しておるわ
けであります。その要綱に従いまして、組合が厳
重な管轄のもとに執行しておるのであります
が、随時通産省として、その要綱に基づきまして
監察、検査等を実施しておる次第であります。

○岡本委員 私どものほうの調べによりますと、
この組合から業者に対して業者は国から買い
上げてもらえるというわけで、この資金を再建計
画の当てにしておる。ところが、組合から吸い上
げ通達が来ておる。つまり国から支払う金額から
事業団費として一〇%、保証金五%、これはあと
で返ってくるのですが、その上に特別賦課金、こ
ういものが五%、そのほかに税金として持って
いかれる。したがって、あなたのほうで割り当
た金は、実際に業者の手に入るのは三割か四割近
くになっておる。こういうことはあなたのほうで
わかっておりますか、どうでしょう。

○佐々木(敏)政府委員 通産省といたしまして
は、この設備買上げを組合の責任において公平
にかつ確実に実行いたしますために、一つは、買
上げ対象業者から買上げ台数に応じまして保
証金を組合に納める。その限度を五%以内とい
うことを通産省は認めております。また、組合の買
上げその他の事務経費に充當いたしますため
に、手数料につきましても限度を定めまして認め
ておる次第であります。ただ先生のおっしゃいま
したその他の項目につきましては、組合の了解の
もとにおける自主的な運用でありまして、私ども

通産省の認めていることではございません。ただ
通産省といたしましては、そのような経費負担が
個々の企業者に過重にならないように十分組合に
指導監督をしておる次第でございます。

○岡本委員 大臣に一つお聞きしたいのですが、
日本輸出縫製品工業組合、これが全国の十九府県
の組合を大体この理事長が牛耳っておるという
わけ、そこで日米間の輸出ワケやあるいは生産ワ
ク、これを一人で大体かかっている業者は生力
をかけているという現実の姿があらわれて
おるわけでありまして、そこで国が支払う金額か
ら事業団費として一〇%、あるいは特別賦課金と
して五%、こういうような金額の試算を私のほう
でしますと、約十億円近い金がこの組合にころが
り込んでおる。この使途は明らかでない、こうい
うような現状を私のほうで把握をしたのですが、
これについて大臣の見解をひとつお聞きしたいと
思うのですが、いかがでしょうか。事務的なこと
でわからなければあれですが……

○田中(敏)大臣 縫製の理事長は近藤駒太郎氏で
ございますが、これは一つずつ全部通産省や通産
局がやるというわけにまいりませんので、全部組
合を通じて円満にやっておるわけでございます。
いま一〇%というお話がございましたが、一〇%
というような手数料や調整費をとるといような
ことではないと思っております。いま御指摘がございま
して、私は実態をよく承知しておりますので織維
局から答えさせていただきます。

○佐々木(敏)政府委員 先生御指摘の金額はどう
いものか私どもはつきりいたしません、ただ
今回の法律改正によりまして、振興基金に対しま
して民間の出捐金を求めるということになってお
ります。したがって、今回の政府対策の対象
になりますものも業種の団体におきまして、
出捐金をしるべき方法において事業協会に納め
るべくたたいま検討中でございます。あるいは先
生おっしゃいました個々の組合に対する賦課金等
の措置につきましても、この事業協会への出捐金
に充當されるものであらうかと考える次第であり

ます。
○岡本委員 そういような調査不十分では、組
合の自主的——自主的と申しましてこの組合の
理事長が、私のほうの調べでは相当独裁的にや
っておるのではないかと、要するに国の補助金をパ
ックにして末端の組合にも非常に圧力をかけている
のではないかと。いろいろ話を聞きますと、愛媛県
の輸出縫製品工業組合の長井理事長と、この本部
の近藤理事長との間で意見が対立した。そうして、
とうとう折り合いがつかずに現在買上げ予定の
縫製ミシンが倉庫に積み上げたまになつてお
る。これも実態調査をしたわけでありまして、私
はこういうことを——やはり補助金を出し、また
こうして買上げ金を出して、これは何のために
出したのかといえ、この政府間協定あるいは自
主規制によつて起こったところの、この打撃を受
けた零細企業を救済するために、その趣旨でこの
金を出していると思っております。ところが中間
において、こういう一方的な独裁的なやり方で結
局業者に渡る金は三割から四割。こういうことを
あなたのほうで調査せずして、そうしてもう一度
この法案を通して、何といひますかあと補助金を
出したところで、経費を組んだところで、結局業
者には同じことになるのではないかと。したがって、
これはひとつ調査をきちつとやってもらいたい。
少なくともこれは組合の自主ではありませんけれ
ども、しかし最末端にいつてそれを受けておいて、
そうして再建しようとするあるいはそれによつて
もう一度何らかの方法で生活していこうとする
ところの中小企業、こうした人たちに、せつかくの
あたたい国の施策がいつているかどうかという
ことをきちつとあなたのほうは調査する必要があります
と思っております、いかがですか。

○佐々木(敏)政府委員 先生おっしゃいますよう
に、今回の政府の買上げあるいは現在実施いた
しております構造改善、いずれも繊維産業、特に
中小企業であります。繊維産業の救済であり、構
造改善であります。したがって、私どもその
中核母体でありますそれぞれの団体につきまして

は、従来とも厳重な指導監督を実施いたしてお
る次第であります。今後ともこの買上げ、構造改
善が末端の企業まで十分に効果が行き届くよう
に、組合に対しては幹部の姿勢を正すように
指導監督をしてまいりたい、かように考えます。
○岡本委員 じゃ、これから指導監督をきちつと
してまいりたい、こういうことではありますから、
ことばをかえて言うと、いままではそういう指
導監督がはつきりいつてなかったという証拠が私
どもの点検によつてわかつてきたわけですね。た
えば全国の輸出縫製品の二二%を生産する今治
市、ただでさえ何かと締めつけられるのが大き
いの国の買上げ金を横取りされるとはけしから
ぬ、こういうようなことを言っている業者もい
るわけですね。したがって、これは実態調査とい
うものを——せつかくいまままで何べんか国から補助金
を出し、あるいはまた実力大臣の力によつて相当
中小企業に対して手を打った、それが確実にい
つてない。途中でぶんどられたと言っているのはおかし
ですけれども、何だかんだと薄められて最後には
三割しかいつてなかった。こういう実態が明らか
でなければこの法案を審議してもしかたがない
じゃないですか。私はそう思うのです。
○田中(敏)大臣 ミシン等の買上げということ
は、全く必要やむを得ず税金をもつてまかなつて
おるわけでございますから、御指摘のような事態
が一部にあつてもこれはたいへんなことではござ
います。自主規制のときから先般行なつたものを引
き続いて行なつておりますし、なお四十八年度に
わたつても予算措置を行なわなければならぬとい
うものもあるわけでございますから、これが効果をあ
げ得るようになつてまいります。しかしあな
たがいま御指摘になつたように、いかに何でも補
助金の、いわゆる買上げの代金の三割とか四割
しかいつておらない、そんなことは絶対にない
と思っております。絶対にあるわけがありません。一
台二十五万円とかいう機械はそのまますべてお
るわけでございますし、それからいまのミシンに
ついてはこれはもう適切に行なえるように行政的

には確実に実行してまいりたい。これはまた追跡調査もいたします。これはいつでも御報告できるようにいたしておきたい、こう思います。

○岡本委員 それならば申し上げますけれども、全国の縫製ミシン類は約五万台といわれておりますが、この設備保証料として一台につき五百円、計二千五百万円。それから台数割賦課金として一台年千二百円、計六千万円。それから輸出証紙代として一ダース九円二十銭。このほかに組合費も取られておる。こういうことは一般の組合員にはわからない仕組みになっておる。大臣、聞いておかないと思いませんか。これは上から見ておるとわからないのですよ、こっちは上から見ておると補助金をいたしたほうから見ますとこうなっているのです。だからこの問題は一べん理事会で検討してもらって、そしてこの法案の取り扱いについてひとつ検討していただく。こればかりやっているとおれですか、一べん要請をしておきたいと思いませんか。やってみてください。

時間の都合もございまして先へ進みますが、先般わが党、公明党の訪米団が行ってまいりました、これは訪中だけでなく、やはりわが国の姿としては中国とかあるいはアメリカというように一本立ちできない、要するに資源もあり、それからいろいろ生産もできるという自給自足できる国ではない。したがって中国一辺倒でもないかない、アメリカ一辺倒でもないかない、こういうことで両方とも等距離の外交姿勢でもってやっていかなければ日本の将来は保たれない。要するに経済的にまいてしまおうというふうなことから、特にわが党としては等距離外交、これを主張してまいりましたので、アメリカの招きによって行ってまいりましたが、そのときの報告によりまして、ロジャーズ國務長官とかいろいろな人の話を聞いておりますと、ポストベトナム、ベトナム戦争が終わったあとですね、さらに経済封鎖といいますが、日本に対してこの間やっただような繊維製品の圧力、あるいはいろいろなダンピングだダンピングだと

いつて経済封鎖の圧力が強まるのではないかと、う感じを受け取って帰ってきたわけでありまして。そこでアメリカの意図をつぶさに検討いたしました。そこでアメリカはいまベトナムあたりでどんどん戦争をやっておりますが、そういつたあと、アメリカが今度は貿易を促進する相手というものを考えたときに、やはり中国に一番目をつけておるのではないかと。そこで米中貿易と日中貿易を考えたときに、日中貿易のほうが距離も非常に近い。したがってこのまま日本と中国が貿易を促進したりすると、これはアメリカとしてはたいへんたいへんので、やはりどうしても日本と中国との国交回復を妨げよう、そして日本を孤立させようというふうな考えが中にあるのではないかと。こういうことを考えたときに、私も主張しておるところの日中国交回復をどうも促進しなければ日本は孤立し、そしてアメリカから経済封鎖をされる。それで、中国とはいままで正常な国交回復ができません、こういうことになると、わが国としてはさらに不況になり、また特に零細企業、中小企業には大きな、将来の生きていく道がなくなるのではないかと、こういうふうなことを非常に危惧するわけでありまして。

そこで、この間第二次訪中団が参りましたときに、周三原則を日本政府が認めて努力するならば、直ちに日本が招くならば周總理も日本に行きたい、また日本からも政府の代表に来てもらいたい、こういうふうな話があったわけですが、そこでどううしても一つひっかかるのはこの台湾条項になるわけでありまして。私は、これは外交的というよりもむしろ日本の将来の経済問題から考えたときに、論じたときに、これは通産大臣としてもおろそかにできないし、実力大臣で次期總理とも目されておるといわれておるわけでありまして、その点についての御意見を承りたいのですが、その前に外務省のアジア局長、いま日中国交回復の一番ネックになっておる台湾条項の廃止、これについてひとつ意見を承りたいと思っております。

○前田説明員 お答え申し上げます。

この点につきましては、昨日の参議院の内閣委員会におきましても總理、外務大臣から詳しく答弁が行なわれておるわけですが、一九六九年の十一月二十一日の佐藤・ニクソン共同声明が発せられたその当時の中国をめぐる国際情勢と、現在の情勢との間におきましてはかなりの変化がございますわけで、この間御承知のとおり米中会談が行なわれ、さらに双方の間に対話の道が開けてきておる。こういうことで現在は両国間に改善の動きがあるわけでございまして、共同声明の当時における認識を述べましたものが、この台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素である、こういうことが声明されたわけでございまして、その間、たゞいま申し上げましたような経緯がございまして、現在におきましてはそこにその当時とは情勢が変わっております、認識が改まっております、こういうことが申せるわけでございまして、きのう大臣も答弁いたしましたように、共同声明が協定でもございませぬし条約でもございませぬので、台湾条項が消滅するとかそういう問題はないわけでございまして、そこに情勢の変化によって認識が改まっております、こういうふうに大臣も答弁しておる次第でございます。

○岡本委員 きめられた時間が非常に少ないので……

通産大臣、そういうわけであつても経済問題から見て将来の日中国交回復については相当力を入れないければならぬのですが、台湾条項はいまお話があったとおりですが、これについての御意見をひとつ承っておきたい。

第二点は、沖繩の物価がいま復帰後非常に上がつておる。野菜なんかは二倍、家賃もうんと上がつた。この対策をどうするか。この二つだけをお聞きしておきたいと思つておる。

○田中國務大臣 日中の問題については、政府が明確に申し上げておられますとおり、政府間交渉を進めるといふ基本的な大原則を明らかにしておるわけでございます。台湾問題は、現実問題として

歴史の上に明らかに存在いたします。現実にも日本と台湾との問題はあつてございまして、この問題は日中国交回復という大きな問題が片づくときには当然消化する問題でございます。ですから、これは日本政府がこの問題に対して研究することよりも、おのずから日中国交回復、日中国交の正常化という中で消化をされるものだ、このように理解をすべきだと思つておる。それ以上に具体的なことを述べてもなかなか解決しない問題でございますから、これは日中間が非常に前向きになっておるといふことで御理解いただきたいと思つておる。

それから第二の沖繩の問題は、沖繩が二十余年間の異民族統治の中から解放されて祖国に復帰をいたしました。復帰をしたが、どうも物価問題が起つてまいりました。この物価問題は、需給のバランスが悪くて物価が上がつておるのじゃないのです。これは非常に問題のある物価問題であります。品物がなくて物価が上がるというのじゃないわけです。品物があつても物価が安定しておつたものが三百五十円で交換をしたという感じ、言うなれば沖繩がいままで物価が安定しておつたものを本土並みになるというふうな感じが、いまの沖繩の物価問題を起こしているわけでありまして。けさも閣議で問題を検討いたしました。山中國務長官を中心にしてあらゆる角度からこの沖繩の物価問題を検討し、対策を立てよう。非常にむずかしい問題ではあるのです。何かムードのようなものでございまして、ムード的なもので一挙に物価を本土並みにするということ、そういうところ非常に大きな問題がございまして、この問題に対しては政府をあげて各官庁とも連絡を密にし、情報も十分とりながら、きょうは沖繩の知事も帰られるようでありまして、そういう意味で沖繩との連絡を十分にとりながら物価の安定に努力してまいりたい、こう思います。

○岡本委員 これで終わりますけれども、ムード的なものであれば相当物資を送つたり、あるいは今後沖繩の物価対策について、ムードのものであ

とを言っておるのです。中小紡のおくれた原因は技術的に限界がある、そうしたことをはつきり言い切っているわけですが、そうだといたしますならば、政府は技術指導、技術の向上ということについてどの程度熱意をもって推進しようとお考えになっていらっしゃいますか。

○佐々木(憲)政府委員 先生おっしゃいますように、繊維産業は伝統のある古い産業であります。その技術水準はまだ非常に低いのであります。特に中小紡績の技術水準は大紡績に比しまして進捗状況が相当おくれおるのであります。特に最近のように近代化設備の導入に際しまして、その操作は相当高度の技術を要するわけでありまして、特に中小紡績につきましては、そういった面で技術問題が大きな懸案の問題になっておるわけでありまして、私も昨年度から構造改善事業協会の技術指導室を設けて、大手紡績メーカーの技術陣の協力を得まして中小紡績に対する技術指導を実施いたしておる次第であります。なお今回の改正によりまして、振興基金の重要な業務の一環といたしまして、各産地の組合等におきまして技術開発をいたします場合に、振興基金から助成をすることも考えておる次第であります。

○中村(重)委員 私は端的に申し上げると、政府の過剰紡績の廃棄という計画そのものがずさんであったのじゃないかとも思うのです。たとえば計画段階で、廃棄台数二百万台というのを六十万台に縮小いたしましたね。それからもう一つは、スクラップとビルドの台数比率、この点にも私は政府の見通しの誤りというものがあつたんじゃないかとも思うのです。ビルド紡績の生産力というものを考慮しなくてきめたというようにも言えるのではないかと。生産力からきた設備というものはかえってふえているような状態になっているように思うのです。そういったようなものも問題が、過剰紡績の問題を事実上解決をしていないということになっている。

いま一つは、特惠関税の場合にも同じような現

象があらわれているわけですが、保税加工貿易の問題、それもまた言えると思うのですが、結局資材と金をを開發途上国に持ち込んでいって、安い労働力を使って、そして逆輸出を日本にする、そういったようなことも等々やはりこの構造改善事業というふうなものもがうまくいかなかった大きな圧力となった原因の一つである。

いま一つ構造改善事業をお進めになる段階で、私も法律案の審議の際にこの点非常に強く強調したわけですが、これも、実際はそのとおり実行されていないわけですが、この構造改善の対象になったものはどちらかというと中堅クラスなんです。零細な企業というのは自己資金を持たないわけですね。自己資金を三〇%なら三〇%出さなければならぬ。持たないから金融機関から調達ができないわけですね。したがって構想の対象から漏らされている。そういったようなことも、零細企業がいわゆるアウトサイダーという形にいて存在していることは、これはそういう零細な企業自体深刻な事態におちいっていますけれども、それだけではなくて、やはり構想を推進していく上においてこれは足を引っぱっているというふうな結果になったのではなからうか。大臣、そういったものも原因があるんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○田中(重)大臣 繊維の構造改善というのは非常に必要なことであり、行なわなければならないということはみな知っておるのでありますが、御承知のとおり繊維企業というものは様態が非常に多岐多様にわたっており、大企業、中企業、小企業、零細企業というふうに分かれておりまして、地域的にも、地域産業として同じような仕事をやっているようにありますが、地域によって全く違うという状態もございます。そういう意味で、政府が当初企図したように、短い間に完すべきな構造改善が行なわれなかったというところは確かにございます。これはこの事業のむずかしさからということもあると思うのであります。しかし設備の近代

化もしなければなりませんし、どうしてもこの目的は達成したい、こう思っております。それからあなたからいま御指摘がございましたが、去年の繊維協定の前、自主規制を行なう前は、やはり量的拡大ということでもってなんとかやっけてこれたという、輸出も伸びるし内需も伸びるしというふうな状態に対して、どうしても構造改善をこの企図した期間内に完全に遂げなければならぬという気魄にも欠けておったかもしれませぬ。いろいろな問題があると思いますが、この問題はどうしても成功せしめなければならぬ、こう考えております。

○中村(重)委員 そこで、構造改善事業を推進するためのこの法律の期間というのを二年間延長することになってまいりました。答申を見ましても二年間と書いてありますが、非常に情勢が変化して、できるだけ早くこの構造改善というものを成功させなければならぬということも指摘しておるようですが、そうした情勢の中において、またこの答申に沿ってこれから構想を進めていく上において、構造改善の基本を今後どこに置くのか、これは私は非常にたいへんな問題であろうと思うわけなのでございますが、この点に対する考え方をひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○佐々木(憲)政府委員 先生おっしゃいますように、構造改善は早急にその目的を達成する必要があるわけでございます。この法律に基づくものも、構造改善措置にあわせて、ただいま政府対策によりまして設備買い上げも並行的に実施をしておるわけでありまして、この二つをもちまして、二年間でいわゆる構造改善のうちの一番大きな柱であります過剰設備の処理につきましては終了をする確信を持っております。なお、構造改善のもう二つの、設備の近代化、生産規模の適正化につきましても、この二年間でほぼ達成する予定でございますが、これにつきましても、過剰設備の処理後における業界のいわば自主的な力によりまして、今後とも引き続き推進をすることが必要であらうかと思うのであります。

す。構想が済みました場合には、今後の繊維産業の新しい長期ビジョンに立ちまして、質的な繊維産業の発展が期待されるか、かように考えておる次第であります。

○中村(重)委員 繊維産業をこれからご入れをやって、そうして国際競争力をつけさせていくといったような、その強化策と、それから生産面での近代化というのは、繊維の需要面から考えていく必要があるのではないかと。先ほど技術の面についてのお答えがあったわけでございますけれども、繊維政策の中心というものを、加工であるとかデザインであるとか、この点を十分配慮していかなければ、日本の繊維技術というのがそれが非常に弱い。弱いためにできてくる品物が非常に低級品ということになっていく。そうなるまいりませんと、これは低開国で生産する品物と大して変わらぬということになってまいりますと、これはコストが高くなるわけですから競争力が弱くなる。高級品でなければ、ヨーロッパであるとか先進国に対するとその競争力というものは弱いが弱くて、品物をよくしていく、ここにやはり重点を置く、いわゆる需要面から相当力こぶを入れていくということではなければならぬ、そのように考えるわけでありまして、これは常識的なことではございませんでしょうか。現実にはいままでその点に対する力の入れ方が弱かったのではないかと、かように感じますので、考え方をひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○田中(重)大臣 御指摘のとおりでございます。これはもう量的拡大から質へと転化をしなければならぬ。品質とかデザインの問題で構造改善を進めるといふことでなければならぬと思っております。アメリカに出してある陶器は制限を受けた自主規制をやっておるのにまたその上に関税をかけられたりしておりますが、同じ陶器屋の中でも絵ざらがあり、絵をかいて飾りざらをやっている、これは無制限に入っているのです。なぜ入っているかという、これは美術品として入ってい

る。これはアメリカには競争相手がないというこ
とであります。同じ陶器でも知恵のある人はそう
いうように内容を転換してまいりますと、制限は
全然なくて、喜ばれながら貿易を拡大していく、
こういうことでありますから、日本の産業自体が
重化学工業から知識集約的なものにならなければ
いかぬということと同じように、同じ材料を使っ
ても、半製品とするのと一部加工するのと、一般
機械にして送るのと精密機械たとえれば時計にし
て送るのとでは全く付加価値が違ってくるというこ
とだと私は思うのです。そういう意味で、やはり
特定な技術を持つもの、質の高いものというこ
とはどうしても考えなければいけない、こう思いま
す。

○中村(重)委員 私は繊維のこととはしろうとで、
正直言つてわからないのですが、わが党は加藤先
輩、繊維の権威者でもあるわけですし、加藤先輩
を中心に繊維問題と取り組んでいるわけです
が、いま大臣お答えになりましたように、製品の
高級化ということ、技術の向上、開発ということ
については、ひとつ特段の力を入れていただきたい
ということをお願いしておきたいと思つてます。
具体的な改正案の内容についてお尋ねをしてま
いりたいと思つてますが、その前に、先日十六日、
参考人からいろいろ御意見を伺つたわけですが、日
米繊維協定の影響というのか、これは特惠関税も
同じでありますけれども、非常にいま影響が強
まってきたり、深刻な打撃を受けているのだと
いうことでございまして、政府としてはどの程
度、日米繊維協定のわが国繊維業界に及ぼした影
響、打撃ということ把握をしていらっしゃるしま
すか。

○田中(重)大臣 日米繊維協定というものによつ
て一体どのくらい影響があったか。影響がある
ということでは繊維対策もやつたわけではござい
ますが、影響ありとすれば、これからあるのだとい
うこともいえるわけではございまして、それから
日米の繊維の貿易というものがあつたままとい
くと思つておつたら間違いであるという考え方も

ございまして。そういう意味で、繊維協定による直
接の影響というものは必ずしも把握できないわけ
でございまして。それを数字的に申し上げますと、
四十四年対四十五年幾ら伸びたかというのと五、
六%、対前年度五%台伸びているわけですが、それ
から四十五年対四十六年、六年対七年と、こういう
うにだんだん変わってくるわけですが、去年は自
主規制を行ない、日米繊維交渉をやりましたが、
実質的にドルベースで対前年度一九%伸びてお
るわけでありまして。ですから、数量においては大体
一九%年率伸びるということ自体が異常である、
こういうことになればまた別でございまして、い
ずれにしても、数字で見れば四十六年度一ば
い、四十七年三月三十一日までの対米の輸出の状
況を見てみますと、交渉によって特別減額という
ことはないのでございまして。それから今年度の
ものをどうするかというので、この間日米間で専
門家会議をやりましたが、これもそうショックを
受けるということではなく、われわれが主張した
数字というものはおおむね妥結しているわけで
ございまして。ですから、日米繊維交渉の直接の影
響というものは、繊維交渉があつてもなくとも、
日米間のノーマルな繊維の貿易というものはどう
いう状態が望ましいのだ、どういう状態がノーマ
ルなのだ、そういうことをはじき出して、それに
繊維交渉による影響がどれだけの差があるのかとい
う計算のしかたをしないと、なかなか日米繊維交渉
の直接の影響ということ計算することはむずかし
い、こう思つてます。いずれにしても、一五%、二
〇%というような高い貿易がずっと続くわけでは
ないわけではございまして、影響はないとはどう
してもいえない、影響があるから対策が必要であ
るといふことではございまして。

○中村(重)委員 影響はあるとして若干の対策を
講じられただけでも、予想以上に影響は深刻
である。そうなつてまいりますと、いまままで講
じてまいりました対策ということではもう間に合
わない。したがつて、もっときつこまかい対策が必
要になつてくるであらうと私は思うのですが、そ
の点に対しての大臣の考え方はいかがでしょう。

○田中(重)大臣 日米繊維交渉というものはおの
ずから限度がございまして。日米の貿易にもおの
ずから限度があるわけではございまして。これは日本
共産圏等の貿易を考えれば、年間を通じて大体バ
ランスをとらなければいけません。そういう面から
いうと、日米間は去年の九月現在で二十億ドルぐ
らい日本からアメリカに出超であり、その後年間を
通じたら対米貿易は三十億ドルになり、きのうエ
バリー氏と私と会談をいたしましたら、四十七年
は四十億ドルぐらひ貿易になるのじゃないか、
これで一体いいと思ひますか、こういうことでは
ございまして、確かに日米間はアンバランスで
ございまして。特殊な要件があるにしてもアンバ
ランスである。そういう中から計算をしますと、対米
繊維は協定をしながらも一九%もふえておるとい
うことではございまして、まあ実際的には好調で
あつたといえるわけですが、そうして二千億余の織
維対策をやりましたが、日米間の年間の貿易量全
部、日本が輸出するものが二千億でございまして
から、それと匹敵する繊維対策をやつたというこ
とであるので、対策は、私は言うならば万全であ
る、こういうわざるを得ないと思つて。だから、あと
繊維対策が必要であれば、それは日米の繊維交渉
に基づくということが原因ではなく、日本の長期
的展望に立つた繊維企業の構造改善、繊維産業と
いうものに対する政策ということ、引き続き
政策は必要である、こう考えるべきだと思つて
います。

○中村(重)委員 ともあれ、日本の繊維産業とい
うのが好調であつた。なぜに好調であつたのか、
これはやはり、労働者の低賃金であるとか、労働
条件というものが非常にヨーロッパ諸国と比較を
して悪いとか、あるいは零細中小企業、そういう
たようなものに対して、より大きな犠牲がいら
れておるとか、先進諸国と比較にならないような
いろいろな条件の中に日本の繊維産業が一応好調
というようになつた、ところが、こういう日
米繊維協定であるとかあるいは特惠関税である
とかいうようなことで強い圧力が加つてまいりま

す、その打撃、いまままでそういう無理をして
ただけに、非常に深刻な打撃というものが出て
るわけですから、そのところを十分考えた、手
厚い、きつこまかい対策を講じていくのでなけれ
ばならない。日本の業界というものは不死身なん
で、これからまた立ち上がるのだなというよう
な荒っぽい考え方を持つてやるということはい
へんな問題を起こすであらう、私はそのことを考
えますから、注意を喚起しておきたいと思ひます。
これらの問題については同僚議員からいろいろ
とお尋ねをされているわけでありまして、また法律
案以外の問題でありますから、他日質問の機会も
実はあるわけでありまして。時間の関係もありま
して、できれば一時までに法律案をあげるために御
協力を申し上げたい、そういう考え方をい
てありますから、はしよつてまいります。ただ
一点、繊維業界が日米繊維協定に対して政府を相
手に提訴いたしておるわけでありまして、これ
に対しては政府は受けて立つてどこまでも争う、
こういう態度であるのかどうか。そうではなくて、
何か解決点を見出していくというふうな、そうい
う考え方であるのか、この際大臣から、この点に
対しては思ひます。

○田中(重)大臣 私は率直に申し上げて、日米織
維交渉というものは必要であつてやつたわけでは
ございまして、それは理解していただけると思つて
います。それに対して、日米の貿易量が年間二千億
であるものを、その金額に匹敵する以上の対策も
行なつておる政府の施策というものの誠意も認め
てもらわなければいかぬと思つてます。まあ一部
においては、しかしここで法律的判例を求めると
だという議論もございまして、こうしておくと
が通産大臣がやりやすさといういろいろな御
同情のある話もございまして。しかし私は、やは
りこれだけ努力をしても裁判を受けなければなら
ぬのかということ、これは公の立場でやむにやま
れぬかも知れませんが、どうも私自身釈然とい
たしておりません。それで、すなわち考えれば買

うな諸施策を遺憾なく講じていただきたいという
ことを強く要請をいたしまして、私の質問を終わ
ります。

○川端委員 川端文夫君。

○川端委員 いま提案されております繊維の構
造改善の二年間延期を中心とするこの法案の問題
に対しては、多くの同僚からかなり詳細に質問が
繰り返されてまいって、お尋ねするほどの問題は
もう残っておらぬように思いますけれども、大
臣がお見えでありますから、ただ一、二点お尋ね
して、この質問の締めくくりをいたしたいと私は
思うわけです。

そこで、先ほどからいわれる政府間交渉をいた
した繊維の問題に対しては、これが一番よかつた
という大臣のお話であり、民間がこれに対して行
政訴訟を起こすのはどうも納得できないというこ
とでいろいろお話がありましたけれども、まず
もって、どうもこれは長いものに巻かれるという
考え方のようには受け取りにくいという感じを
持ちながらお聞きしておったということを申し上げ
ておきたいと思つております。特に、この繊維の問
題で政府間交渉をしなければならなかつたという
背景の問題の中に、日本の貿易においては大きな
転換期を迎えて、その転換期の先駆的な問題点を
これにあらわしているのではないかと。一九六〇年
代というか、長い間貿易振興というか保護貿易主
義であつた日本が、国際的な自由主義貿易に変わ
らざるを得ない転換期の中に含まれておるので
あり、通貨問題にあらわされている日米間の問題
も含めて、ここでアメリカにこれ以上無理をいわ
したくない、そういう意味において、国策として
繊維にまずもって忍んでもらうという立場に立っ
て協定をお結びになつたのだらうと私は善意に解
釈しておつただけでも、これがよかつたんだ
という解釈のしかたでは、あまりにも業界に無理
を押しつけたんじゃないかという感じを持つ
んだが、大臣いかがでしょうか。

○田中事務大臣 よかつたんじゃないかと言つて
おるのではないわけでございます。日米間の正常

な貿易発展をはかつていくためには真にやむを得
ざる処置であつた、こう述べておるわけござい
ます。これは自主規制でいくのが一番いいのです。
これはもう二国間協定などというのをやらな
い、自主規制でいくのが一番よろしいのです。で
すから、日本はもうすでに繊維は自主規制に入
つておつたわけでありまして、しかもその間に、一
年間に半年間、実情も見ないで、自主規制の結果
さえも確認するにともなくして協定を結ばざる
を得ないことはなほ遺憾である、こう申し述
べておりまして、それは全くよかつたということ
じゃないわけでありまして、そのところはひ
とつ誤解のないようにしていただきたい。真にや
むを得ざることであつた。その真にやむを得ざる
こととはどういふことか。これをもし結ばなけれ
ばどうなるかといつたら、もっと悪い状態になつ
たらう。それはもう実績中心で、一方的に輸入制
限を行なう、こういうことになつておるわけござ
います。これはいまでもそういう問題がござい
ます。陶器に対して関税をかけた、またきのう
は相殺関税の問題が家電製品において起こりまし
たし、またダンピング問題として取り上げられ
たり、また話し合いを続けなければならぬ。続け
てまいりますからいいようなもの、すべてがこ
ういう状態になることは、日米間では望ましくな
いわけでありまして、そういう意味では、実際、
日米の問題を処理しながら、そうはいつてもこれ
は自主規制よりもんと詰められるとたいへんだ
と思つておつたんです。対前年度実績の五%とい
う自主規制並みで年間を通じて押えられたら、こ
れはもう国会でどう答弁しようかと思つておつた
ら、先ほども申し述べましたとおり、対前年度実
績では一九%伸びておる、こういうことでありま
すので、まあ日米間では、正常な貿易を確保する
ための協定であるといつたあの前文が確認をされ
たといつても強弁ではなからう、こう申し上げて
おるのでございます。

○川端委員 大臣の苦心のあつたことは、相手国
もあることですから否定の立場でものを聞こうと
しては、調和したいとお考えに立つて、繊維の問
題でかなり犠牲の立場に立つて、涙をのんで協定
をされた、私は大臣を信頼して、そのように理
解してきょうまで来たんだが、先ほどの話を聞い
ておつて、どうもそうでもないらしいという感じ
を受けて、大臣は少し甘いのではないかとこの
とを申し上げておるわけです。

そこで、このことはこれからまだほかに機会も
ありますから、この問題ではこれ以上申し上げま
せんけれども、局長、この時限立法というものの
性格からいって五年、十年という時限立法はあり
ませんからやむを得ないと思つても、今日
立つておる日本の繊維業界の実態からいって、こ
の二年間ではたしてこの構造改善の所期の目的が
達成できるかどうか。いろいろな意味で、先ほ
ども話がありましたように、従来の量的時代
から質的時代へ転換しなければならぬし、さ
らに、従来行なわれてきた構造改善というものは、
おもに設備を中心とした構想で構造改善を指導し
てきておる実態から、これからはやはりファッ
シヨ的ないろいろな構想を描いた構造改善をも
含めていこうというのに、はたして二年ででき
るかどうか。後ほどお尋ねする振興基金の問題に
対しては業界は七年というのだから、業界みずか
らが二年で目的完成できるとは思つていないの
を、政府が二年とせざるを得なかつた。他の立法
のしかたがあつたのではないかとすることも考え
られたのではないかと申すのだが、この辺いかが
でしょうか。

○佐々木(敏)政府委員 構造改善は、現行法にお
きましては過剰設備の処理、設備の近代化、生産
規模の適正化、いわば量的な色彩の強い構造改善
であります。特に、中心になります過剰設備の処
理につきましては、この法律に基づく措置と、他
方政府買い上げ等によりまして、二つ合わせまし
て二年間で達成できる所存であります。設備の近

代化、生産規模の適正化につきましては、このよ
うな過剰設備の処理が済みました暁、むしろ業界
の自主的な力によりまして今後とも引き続き継続
するということにならうかと思つてございま
す。したがしまして、私どもは四十七年、四十八
年度におきまして、先生おっしゃいましたような
量的な意味の構造改善を終了いたしました。四十
九年度以降は高級化、ファッション化に伴う需要
構造の変化に即した質的な繊維産業の体質改善を
考えている次第であります。近く産構審、繊維工
業審議会等を開催いたしました。長期にわたる質
的な繊維産業の発展の方向を検討いたしました。こ
の次は、かように考えている次第
あります。

○川端委員 それでは局長、こういうふう
に理解してよろしいですか。二年間の期間というものは
これから変化していく繊維業界に対する新しい発
想の模索時代であつて、準備時代と考えて、とり
あえずはこれをやっておく必要があるという考え
方で提案されていると承つておいてよろしいかど
うか。

○佐々木(敏)政府委員 すべての産業におきま
して同様であらうかと存するのでありますが、特に、
繊維産業のように過剰設備をかかえておられます産
業の体質改善のためには、まず設備の適正化とい
うことが前提になるわけでございます。その意味
におきまして、構造改善の一番の中核になります
過剰設備、生産の規模の適正化、これを二年間で
まず終了いたしました。その後におきましては、
その適正化されました設備を踏まえて業界の
質的な体質改善という方向に向かうべきであら
う、かように考えるわけでありまして、決して模索
とかそういう意味ではなくて、将来にわたる繊維
産業の土台をまず固めるといふのが今後二年間で
終了するといふふうな考えである次第でありま
す。

○川端委員 時間もないから一応承つておきま
す。いま強調されている過剰設備の問題に対して、
そうなるならば、無稽織機の問題に対しては二年

問でどうするのか、先日來賓録の中においても、この無籍織機に対してはすでに別の角度の税金を取っておるではないか、許して認めてきておるではないか、したがってこれを廃棄せしめるという方向に行くのか、既存のものを暫定的に認めるのか、これをどうするのかというところが問題として質疑されておるのだが、まだ明らかになっておるようには承れないのですが、これはどういふふう政府が考えておるかということ、私も理解する、わかりやすい端的なことばでひとつお答え願いたい。

○佐々木敏(政府委員) 無籍の問題につきましては、たゞいま実態を全国的に調査確認中でありまして、それに基づきまして台帳を整備いたしました。無籍の実態を全国的に把握をするつもりであります。その後におきます対策につきましては現在検討中でありまして、まず台帳の把握、整備、それによって無籍、登録設備の実態、これまでのいろいろな事情を踏まえました実態を全面的に把握いたしました次の施策を十分検討する、かように考えておる次第であります。

○川端委員 局長、調査をして台帳に載せるというのなら、台帳に載せれば一応戸籍が認知された、こういうふうな受け取るのが人情だと私は思うのです。したがって、それをどうするかという方向を持たずに、台帳をつくって調査だけするというのでは政策にならぬのじゃないかと思うのです、いかがですか。

○戦々木(懲政府委員) 台帳をつくり出す意味は重要な意味が二つございまして、一つは、その台帳によりましてこれまで現存いたしております無籍の実態がはつきりする。それによって登録、廃棄、滅失等の計画的な措置ができるということが一つであります。それともう一つは、一時点におきます無籍の台帳ができるわけでありまして、したがって今後発生する無籍につきましては、絶対これに逃がさないというふうな取り締まり体制がしけるわけでありまして、その両面から台帳は大きな意味があるかと考えておるわけであり

ます。

○川端委員 話がどこにポイントを置いて答弁されておるのか、私は頭が悪いからまだのみだめなのですが、それはそれとして、いよいよこれをわれわれも承認するという立場で、時間も迫っておりますから多くを申しません。ただ要望申し上げておきます。言うならば、無籍機をこの際台帳にあげる結果、正直者がばかをみないというこの制度だけは確立してもらいたい。いままでもじめに国策に順応して廃棄にも踏み切った、構造改善にも賛成した人々と無籍のものと同じ扱いをされることは、これは許すべきではない。したがって、たびたび大臣にも答弁されておるけれども、政策メトリットでこれをカバーしていく以外にないと言われるけれども、政策メトリットではまだまだ日本の企業に対して政策の恩典だといふほど、ありがたがるほど手厚い保護にはなっていない。このことを考えた場合に、少なくともこれから、現実動いているこの無籍織機を一律に廃棄しとは申しませんけれども、この政策メトリットとの区別をちゃんとつけた上に立っての処理は当然行なわれてしかるべきものだと思うのだが、そういう考え方はお持ちですかどうか。

○田中大臣 ます無籍の調査をする。そして調査をすれば、これに対して的確な処置をしなければなりません。これはまた同じようなことをやるような処置ではだめでありますから、完全な処置をやはりせざるを得ないと思うのです。その処置をするときに正直者がばかをみないような処置をしなければならぬ。それは御説のとおりでございます。第三点目は、先ほども申し上げましたように、この処置が行なわれた場合にまたぞろ出てくるということでは困るので、その後絶対出てこないためにはどうするかという問題、これは全部具体的な政策を掲げておるわけにはまいらないのです。まず第一段をやりましたら第二段、第二段をやるときには第三段とあわせてやるということではないと、何かするということをもし仮定してやれば、何かするなにも少しくつろるかというこ

ともありますし、これは実際なかなかめんどうな問題なんです。ですから、そういう意味でも、将来は少なくともかかることをさいの川原のようにやりません、こういうことでなければなりませんので、そうでなければ、結果的にほんとうに正直者がばかをみるわけです。だから、そういうふうな統制でがんじがらめにしてしまつて、法律でもって全く国家管理と同じようにもできませんが、しかしやはり相当な処置をして、もう無籍というものは再び問題にはなりません、国会で議論にはなりませんというぐらゐな保証がなければ、とても無籍に対してやすやすたる処置をとるわけにはまいりません。ですから、まず第一の段階をすべり出しておる。第二の問題は、お互いにいろいろな案が腹の中にあるでしょうけれども、それはやはりもう少し実態が明らかになればだんだんと具体化していくべき問題だらう、このように理解をいただきたいと思つておる。

○川端委員 大臣の決意のほどを承つて、本来ならばこれで了承すればいいのですが、大臣はやがて総理大臣が何かになられて、通産大臣をおやめになる日もそう遠くないのじゃないか、これも考えてみると、この考え方はやはりちゃんと言産省の中に定着するようにきちつとしておいてもらいたいことを特にお願しておきたいと思つておる。

もう一つは振興基金に十億、先ほどもいろいろ答弁がありましたが、端的に申し上げて、百貨店の宣伝のように、小間切れにあれもやるこれもやるということをやるよりは、先ほどからも御答弁があったプロジェクトを組んでも、やはりこれが一番もとなるといふ重点的な資金を流すというやり方でなければ、何かしろとうとを喜ばせるようなことばを並べるような、あれもやるこれもやるというやり方で、小間切れな資金の使い方では、繊維産業という日本の貿易界において貢献度の高かつた産業に対しては申しわけないと思うので、重点的な十億といふはわれわれ個人から見れば大きいけれども、日本の繊維産業全体から見れば

大臣も何か先ほど一年間の貿易量に近いほどの金を出したじゃないかとおっしゃったが、繊維を一年で見るといふ見方は残酷じゃないか。やはり戦後だけから考えても、二十六、二十七年の間苦勞して今日のような繊維業界を確立してきた人々が転換せざるを得ないときに、わずか十億円で、しかもその金が、単なるだれかに宣伝するような金の使い方にしてもらいたくないということをお考えおるのだが、大臣の決意をもう一べん伺つておきたい。

○田中大臣 振興基金が効率的に運用されなければならぬことは申すまでもありません。また業界も拠出をし、政府は十億といえども、これだけで終わりというのではありません。将来、業界の拠出の状況にもよって増額等も検討いたします。こういう国民の血税を使うわけでございますから、これを使つてそれなりのメトリットがあつて、日本の将来の繊維産業史の中に光るような使い方をしなければいかぬ。これはそのとおり、真剣に検討いたします。

○川端委員 それでは、行管からだれか見えておりますね。

先日この委員会において田中委員からも認定法人の問題と特殊法人の問題で質問があつたわけですが、この繊維協会における振興基金に対する十億の出資は違法ではないか、適切ではないのではないかと立場からの質問があつたわけですが、そこに一つの統一見解的なものを文書をもつて出されておりますけれども、これは財政法的な問題といわゆる特殊法人と認定法人をどのような見識をもつて区分けして見守つておいてになるのか。これはおれのほうではないから関係ないという見方か。その点の考え方をひとつお尋ねしていただきたいと思つておる。

○梅沢説明員 いま先生お尋ねの件は、私も行政管理局設置法の二条に規定がございまして、いわゆる特殊法人と申しますものは、本来国が行なう事業である、ただそれを行政組織で行なわせるよりも、別の法人をつくつてやらせたほうが能率

的でないかという場合に国が特別の設立行為によって法人を設立する、そういう場合特殊法人と申しておるわけでございますけれども、本件の法人の問題につきましては、これは法律が通りましたときからそういう政府の見解でございます。事柄の性質上、企業と申しますか民間の自主的な調整にかかわる問題でございます。本来特殊法人になじまないものである。したがって、いまお尋ねの件でございますけれども、私も特殊法人を所管する行政管理局といたしましては、本件の法人組織についていろいろ意見を申し上げる立場にないということをお願いたします。

○川端委員 言うならば、この出資金を出すということ、本法は国会の承認を経て、その上に立って今度の基金制度というものができたわけでありますが、やはり法律的にそこまで言われると、われわれも迷わざるを得ない。こういう一面も出てくる。しかしながら必要だ、こういう立場で苦勞している立場から見ると、かりに国が全額持つ特殊法人と違っても、それぞれの事業所がこれを認可、監督するだけではなしに、行管が監督することのできるような幅を広げることはできないか、できるかということをお答え願いたいと思つた。

○梅沢説明員 行政管理局は、設立の目的から申しましても、広い意味での国の組織全般を審査し、あるいは全般的に見る立場にあるわけでございまして、先ほどから同じようなお答えで非常に恐縮でございますけれども、本件法人の場合は、民間の自主的な設立行為によってつくられました民間的な性質の法人でございますので、行政管理局といたしまして、これについて監督するとかあるいはとかの意見を申し上げるといふ立場にはございませんので、御了承願いたいと思つた。

○川端委員 この問題はわれわれも十分勉強するということ、質問を打ち切りたいと存じます。

○鴨田委員長 以上で、本案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 この際、本法案に対し、武藤嘉文君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。武藤嘉文君。

○武藤委員 提案者を代表いたします。附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、我が国繊維産業を取りまく厳しい経済環境に対処し、今後あるべき繊維産業のビジョンを早急に確立して、その健全な発展を図るとともに、今後二年間において構造改善事業の所期の目的が達成できるような次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、繊維産業の構造改善事業を円滑に推進してその効果をあげるため、機械の台帳を整備し、登録・無籍を明らかにするとともに、これが登録・廃棄・消滅等については適切な処理を行なうこと。

二、繊維工業の設備の近代化を推進するため、関連機械産業の発展を図り、繊維工業との協調体制の確立を図ること。

三、繊維製品の健全な輸出の振興を図るため、競争力の弱い中小企業の育成、輸出市場の多

角化に努めるとともに、秩序ある輸出体制を確立すること。

なお、当面する米国の関税評価差止めによる関税の賦課等に対しては、極力これを回避するよう万全の措置を講ずること。

四、振興基金については、繊維製品の高級化・多様化等の要請に対応してその充実を図るとともに、重点的・効率的に運用すること。

五、繊維工業構造改善事業協会等のいわゆる認可法人への政府出資については、慎重に行なうとともに、出資後の管理についても万遺憾なきを期すること。

以上でございます。

附帯決議案の内容は、審査の過程において詳細に論議されたところでございますから十分御理解いただけることと存じますが、特に第五項につきまして、補足して簡単に御説明申し上げます。最近いわゆる認可法人に対する政府出資の例がふえておる傾向が見られます。本来これらのいわゆる認可法人に対する政府出資につきましては、財政処理の根本原則にさかのぼるまでもなく、公正な運用をはかることが必要であります。したがって、繊維工業構造改善事業協会等への政府出資にあつても、その必要あるものは配慮しなればならないが、前記の原則にのっとり、法の運用を誤ることのないよう慎重に行ない、かつ出資後の管理についても万遺憾なきを期すべきであります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。次第でございます。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められております。田中通商産業大臣。

○田中務大臣 たいま御決議いただきました附帯決議に対しましては、政府といたしまして、その趣旨を尊重し、万遺憾なきを期する所存でございます。

特に認可法人への出資問題につきましては、委員会の御意見を十分にしんしゃくし、御決議の趣旨を体して、今後慎重に対処してまいる所存でございます。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

来たる二十三日は、午前十時三十分から石炭対策特別委員会と連合審査会を開会する予定であります。本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

昭和四十七年五月二十九日印刷

昭和四十七年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局